

同25・1	幹晟筆人物 稲暈筆鯉魚屏風 空中齋筆牡丹藤紅葉 又兵衛筆美人 託問筆大日如來像	2	2	不明	
同25・12	興福寺東金堂維摩像 東大寺戒壇院四天王のうち 広目天像	1	1	竹内久一	木造彩色
同26・2	法隆寺綱封藏九面觀音像	1	1	森川 同 杜園	木造。竹内久一 より杜園に制作 依頼
同26・9	薬師寺東院堂聖觀音像 興福寺金堂世親像	1	1	山田 同 鬼齋	木造彩色 同

④ 職員定員の制定

職第一二四一號

東京美術學校

其校職員毎等人員別表ノ通相定ム

右内訓ス

明治廿三年十二月四日

文部大臣 芳川顯正

東京美術學校職員毎等定員

官名	官等						計
	一等	二等	三等	四等	五等	六等	
教授	三	三	四	四	二	二	一八
助教	一	二	三	三	一	一	一〇
書記	〇	一	一	一	〇	〇	五
技手	〇	〇	一	一	〇	〇	二

⑤ 「生徒心得」の改正

この年、「生徒心得」が改正され、『東京美術學校一覽』に次のように記載された。

○生徒心得

- 一 生徒ハ本校ノ規則告諭等ヲ遵守スヘキハ勿論各自其志操ヲ堅固ニシ意想ヲ優美ニシ言行を謹肅ニシ校ノ内外ヲ問ハス苟モ本校生徒タルノ体面ヲ汚ス舉動アルヘカラサル事
- 一 生徒ハ總テ教師ノ指導ニ從ヒ勤勉スヘキ事
- 一 授業時間ニ至レハ遲滞ナク教室ニ入り各自ノ席ニ着クヘキ事
- 一 登校ノ節ハ必ス本校所定ノ服帽ヲ着用スヘキ事
- 一 教室ニ入ルルハ帽子外套ヲ脱スヘキ事
- 一 生徒教室ニ着席スルトキハ豫テ定ムル所ノ位次ヲ亂ルヘカラサル事
- 一 生徒ハ授業時間中教師ノ許可ナクシテ教室外ニ出ルヲ得サル事
- 一 授業時間外ニ教室ニ入り又ハ教室備付ノ物品ヲ携出スヘカラサル事
- 一 本校職員ニ對シテハ勿論生徒相互ニ敬禮ヲ重ンスヘキ事
- 一 校舍ノ整肅清潔ヲ旨トシ總テ喧擾汚穢ノ舉動アルヘカラサル事
- 一 生徒教室ニ於テ終業の節ハ該課業ニ用ユル備品ハ必ス清掃整理スヘキ事
- 一 生徒ハ在學中ハ其製作物ヲ私ニ内外ノ展覽會等へ出品スヘカラス又鄙猥ノ製作ヲ爲スヘカラサル事